

議案第10号

富津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月29日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）第2条により改正された工業標準化法（昭和24年法律第185号）が施行されることに伴い、関係する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市火災予防条例の一部を改正する条例

富津市火災予防条例（昭和46年富津市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。